

神戸大学における PPP/PFI 手法導入の優先的検討に関する要項

平成 29 年 3 月 31 日

学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)において効率的かつ効果的に施設を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設整備事業 施設の整備等に関する事業をいう。
- (2) 利用料金 施設の利用に係る料金をいう。
- (3) 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含むものとする。
- (4) 整備等 建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含むものとする。
- (5) 優先的検討 この要項に基づき、施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら施設の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

(対象とする PPP/PFI 手法)

第 3 条 この要項の対象とする PPP/PFI 手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が大学施設等の運営等を担う手法
- (2) 民間事業者が大学施設等の設計、建設、改修、運営等を担う手法
- (3) 民間事業者が大学施設等の設計、建設及び改修を担う手法

(優先的検討の開始時期)

第 4 条 新たに施設の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び施設の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の施設の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) IVの「個別施設計画」の策定又は改定を行う場合
- (2) 土地等の資産等の有効活用を検討する場合
- (3) 施設の集約化又は複合化等を検討する場合

(優先的検討の対象とする事業)

第5条 優先的検討の対象とする事業は、利用料金の徴収を行う事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる施設整備事業のうち、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の施設整備事業(建設又は改修を含むものに限る。)
 - (2) 単年度の事業費が1億円以上の施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず次に掲げる施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。
- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている施設整備事業
 - (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業
 - (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業
 - (4) 災害復旧事業等の緊急に実施する必要がある施設整備事業

(適切なPPP/PFI手法の選択)

第6条 優先的検討の対象となる施設整備事業について、次条の簡易な検討又は第8条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

- 2 採用手法が次の各号に掲げるものに該当する場合には、当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。
- (1) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 次条の簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施すること。
 - (2) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次条の簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施すること。

(簡易な検討による評価)

第7条 PPP/PFI手法簡易定量評価調書(別紙様式)により、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。前条において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 施設の整備等(運営等を除く。)の費用
- (2) 施設の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討による評価)

第8条 前条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用する等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 第7条第1項の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 第7条第2項の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表

するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容（当該施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

3 前条の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 「PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容（第 8 条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

（雑則）

第 10 条 この要項に定めるもののほか、PPP/PFI 手法導入の優先的検討に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。